

富山県地域防災計画(事故災害編)の見直しに向けた論点整理と今後の検討の方向【原子力災害対策】

資料4

区分	NO	項目	国(防災基本計画等)	県地域防災計画		
				県	市町村	防災関係機関
総則	1	<p>○EPZ(防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲)の拡大</p> <p>・現行のEPZの範囲(原発から8~10km)を超えて、警戒区域(20km)、計画的避難区域(最大47km)が設定</p> <p>[部会でいただいたご意見]</p> <p>・EPZのあり方について、国と同様に東電福島事故、IAEA(国際原子力機関)の基準等を踏まえた検討が必要</p> <p>・EPZの範囲の見直しが必要</p>	<p><原子力安全委員会></p> <p>・防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲の目安を設定(拡)</p> <p>※11月1日、国の原子力安全委員会のワーキンググループでEPZ見直し案を取りまとめた。今後、H23年度末までに防災指針の見直し案の中間報告を取りまとめ、その後防災指針の見直しを行う予定。</p>	<p>・原子力安全委員会が示す目安を踏まえ、関係市と協議し、防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲等を指定(新)</p> <p>・UPZとして原発から30kmの範囲を指定</p> <p>・PPAは原発から50kmを参考値としつつ、今後の国の検討結果も踏まえ指定</p> <p>〔飲食物摂取制限、風評被害対策等は県内全域で実施〕</p> <p>【参考】海外におけるEPZ等の比較</p> <p>・IAEA(国際原子力機関) UPZ 5~30km</p> <p>・米国 プルーム被ばく経路 約16km (食物摂取経路 約80km)</p> <p>・フランス 即時対応領域 2km 避難領域 5km 屋内退避領域 10km</p> <p>・イギリス 軽水炉 2.4km</p> <p>・計画の基礎とするべき災害の想定(拡)</p> <p>・福島原発事故を踏まえ、放射性物質及び放射線の放出形態を記述</p>	<p><UPZ圏内の市町村></p> <p>・原子力安全委員会が示す目安を踏まえ、県と協議し、防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲を指定(新)</p> <p><PPA圏内の市町村></p> <p>・国の今後の検討結果を踏まえ対応</p>	
	2	<p>○複合災害への対応</p> <p>・大規模な自然災害とともに原子力事故が発生したため、通信、関係者の参集、物資の調達等の面で支障が生じ、また原子力事故の長期化により住民の避難等の措置も長期化</p>		<p>・原子力災害に相前後して大規模な自然災害が発生する事態を想定した防災体制の整備(拡)</p> <p>・複合災害時の本部体制、避難所被災による広域避難への対応等</p>	<p><UPZ圏内の市町村></p> <p>同左</p> <p><PPA圏内の市町村></p> <p>・国の今後の検討結果を踏まえ対応</p>	
災害予防	3	<p>○原子力発電所における安全性の確保</p> <p>・電力事業者は、立地県と安全協定を締結し、原子力発電所の運転に際しては、安全管理に最大限の努力を払い、大量の放射性物質の放出等により住民に影響が及ばないよう安全管理を徹底</p> <p>[部会でいただいたご意見]</p> <p>・安全協定の締結については、県が中心となって進めていくことが大事</p> <p>・国民保護計画と連動して、原発テロのリスクも踏まえることが必要</p>	<p><原子力安全委員会></p> <p>・原子力安全に係る指針類の見直し(拡)</p> <p><文部科学省、経済産業省></p> <p>・原子力発電所の安全規制の徹底、立入検査等の実施(拡)</p>	<p>[別紙参照]</p>	<p>[別紙参照]</p>	
	4	<p>○広域的な応援協力体制の整備等</p> <p>・原発事故による被害が甚大かつ広域にわたり、自衛隊や、警察の広域緊急援助隊、緊急消防援助隊などの受入れ、避難先の確保など広域的な応援協力を実施</p> <p>[部会でいただいたご意見]</p> <p>・能登半島から富山県内の港湾への住民避難を海上輸送で行うことを想定し、受入体制をあらかじめ検討した上で、場合によっては石川県との間で協力に関する協定を締結</p>	<p><警察庁></p> <p>・広域緊急援助隊の整備(拡)</p> <p><消防庁></p> <p>・緊急消防援助隊の整備(拡)</p>	<p>・国や周辺県等との応援協力体制の整備(拡)</p> <p>・関係省庁、全国知事会、中部圏知事会、北陸三県、周辺県との災害応援協定に基づく協力体制の整備</p> <p>・県と民間との応援協定締結の推進(拡)</p>	<p><UPZ圏内の市町村></p> <p>・関係市町村間、市町村と民間との応援協定締結の推進(拡)</p> <p><PPA圏内の市町村></p> <p>・国の今後の検討結果を踏まえ対応</p>	<p><指定地方行政機関、自衛隊など></p> <p>・応援協力体制に参画(拡)</p> <p><指定地方公共機関等></p> <p>・県や市町村との応援協定の締結(拡)</p>

富山県地域防災計画(事故災害編)の見直しに向けた論点整理と今後の検討の方向【原子力災害対策】

資料4

区分	NO	項目	国(防災基本計画等)	県地域防災計画		
				県	市町村	防災関係機関
災害 予 防	5	<p>○環境放射線モニタリング体制の整備</p> <p>・平常時及び緊急時における放射性物質及び放射線に関する状況を把握するため、環境放射線モニタリング体制を整備</p> <p>・地震、津波等の様々な事象を想定して、モニタリングシステムの設計を行うことが必要</p>	<p><原子力安全委員会></p> <p>・環境放射線モニタリング指針の策定(拡)</p> <p><文部科学省></p> <p>・SPEEDI(緊急時迅速放射能影響予測)の整備・維持(拡)</p>	<p>・モニタリング設備・機器の整備・維持、モニタリング要員の確保などモニタリング体制の整備(拡)</p> <p>・モニタリングポスト、積算線量計、可搬型計測器の整備</p> <p>・モニタリングチーム(陸上、海上、航空)の整備</p> <p>・SPEEDI端末の管理・運用(新)</p> <p>・放射性物質の大気中濃度や被ばく線量を迅速に予測し、住民の防護対策の検討に活用</p>	<p><UPZ圏内の市町村></p> <p>・県が実施する緊急時モニタリングへの要員の派遣等の協力を行うための体制を整備(新)</p> <p><PPA圏内の市町村></p> <p>・国の今後の検討結果を踏まえ対応</p>	—
	6	<p>○避難収容活動体制の整備</p> <p>・原子力災害時における屋内退避及び避難誘導計画を作成</p> <p>・交通手段の確保、交通整理、遠隔地における避難場所の確保、避難先での水食糧の確保等について具体的な計画の立案が必要</p> <p>・医療機関、老人ホーム、福祉施設、自宅等における高齢者、障害者等の災害時要援護者の避難について対策を講ずる必要</p>	<p><文部科学省、経済産業省></p> <p>・避難計画作成を支援(拡)</p>	<p>・市町村の避難計画作成を支援(新)</p> <p>・市町村の避難所等の整備を助言(新)</p> <p>・市町村における災害時要援護者の避難誘導・移送体制等の整備を助言(新)</p> <p>・市町村における住民等の避難状況の確認体制の整備を助言(新)</p> <p>・市町村域を超える避難計画の広域調整(新)</p>	<p><UPZ圏内の市町村></p> <p>・避難計画の作成(新)</p> <p>・避難所等の整備(新)</p> <p>・災害時要援護者の避難誘導・移送体制等の整備(新)</p> <p>・住民等の避難状況の確認体制の整備(新)</p> <p>・避難所、避難方法等の住民への周知(新)</p> <p><PPA圏内の市町村></p> <p>・国の今後の検討結果を踏まえ対応</p>	—
	7	<p>○緊急輸送活動体制の整備</p> <p>・信号機、情報板等の道路交通関連設備など緊急時の道路交通管理体制を整備</p>	<p><警察庁></p> <p>・緊急時の道路交通管理体制の整備(拡)</p> <p>・緊急時の交通規制における運転者の義務等を周知(拡)</p>	<p>・緊急時の道路交通管理体制の整備(新)</p> <p>・県の情報板等の道路交通関連設備の整備</p> <p>・緊急時の交通規制における運転者の義務等を周知(新)</p> <p>・規制区間外への移動等の義務(災対法第76条の2)</p>	<p><UPZ圏内の市町村></p> <p>・緊急時の道路交通管理体制の整備(新)</p> <p><PPA圏内の市町村></p> <p>同上</p> <p><その他の市町村></p> <p>同上</p>	—
	8	<p>○緊急時被ばく医療活動体制の整備</p> <p>・汚染検査用サーベイメータなどの整備や、安定ヨウ素剤の備蓄など緊急時に対応できる体制を整備</p>	<p><文部科学省、厚生労働省></p> <p>・放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備(拡)</p> <p>・三次被ばく医療体制の整備(拡)</p>	<p>・放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤等の整備(新)</p> <p>・サーベイメータ、ポケット線量計、移動式除染洗面台 など</p> <p>・被ばく医療体制の整備(新)</p> <p>・緊急時医療資機材の操作訓練、操作講習会等の実施(新)</p> <p>・医療機関や消防関係者を対象として想定</p>	—	<p><関係医療機関></p> <p>・放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備(新)</p>

富山県地域防災計画(事故災害編)の見直しに向けた論点整理と今後の検討の方向【原子力災害対策】

資料4

区分	NO	項目	国(防災基本計画等)	県地域防災計画		
				県	市町村	防災関係機関
災害 予 防	9	○防護資機材等の整備 ・防護服、マスク、手袋、オーバーシューズ、ポケット線量計、サーベイメーター、トランジスターメガホンなどの防護資機材等を整備	<文部科学省、経済産業省等> ・防護資機材の整備(拡)	・国交付金を活用して、防災業務関係者のための防護資機材等を整備(拡) ・防護服、マスク、手袋、オーバーシューズなど ・安全確保のための研修、教育訓練(拡) ・防災業務関係者を対象	<UPZ圏内の市町村> 同左	—
	10	○住民等への的確な情報伝達体制の整備 〔部会でいただいたご意見〕 住民の安全安心の確保と不安解消には、正確な情報の収集・提供が必要	・情報の収集・連絡体制の整備、役割・責任の明確化(拡) ・通信手段の確保(拡)	・情報の収集・連絡体制の整備、役割・責任の明確化(拡) ・応急活動のマニュアル整備 ・通信手段の確保(拡) ・防災行政無線、消防無線や広報車等の整備	<UPZ圏内の市町村> 同左 <PPA圏内の市町村> 同左 <その他の市町村> 同左	—
	11	○原子力防災に関する知識の普及 ・住民が常日頃から基本的な知識を持っておけるよう、公的な啓発活動が必要 〔部会でいただいたご意見〕 ・原子力について、正しく知って、正しくこわがるのが大事	<文部科学省、経済産業省、消防庁> ・原子力防災知識の普及(拡)	・原子力防災知識の普及(拡) ・原子力防災教育、原子力広報の実施	<UPZ圏内の市町村> 同左 <PPA圏内の市町村> 同左 <その他の市町村> 同左	同左
	12	○防災業務関係者に対する研修等 〔部会でいただいたご意見〕 ・専門知識を持った人材の育成・確保や、研修・訓練の実施が大切 ・医師や消防、教員への放射能に関する研修や、子どもへの原子力防災教育が必要	<文部科学省、経済産業省> ・防災業務関係者に対する研修(拡)	・防災業務従事者に対する研修の充実・強化(拡) ・放射線知識、モニタリング、避難誘導等の実践的研修の実施 ※原子力の専門職員の採用については、国等の動向を踏まえながら、その必要性などを引き続き検討 ※非立地県の岐阜、滋賀では採用予定	<UPZ圏内の市町村> 同左	—
	13	○原子力防災訓練の実施 ・災害対策本部等の設置運営訓練、対策拠点施設への参集・立ち上げ・運営訓練などの訓練計画を策定し、訓練を実施 ・実際に近い形での避難訓練を定期的に行い、住民も真剣に訓練に参加する取組が必要	<文部科学省、経済産業省> ・毎年度、総合的な防災訓練計画を共同して策定し、訓練を実施(拡)	・国や立地県等と共同して訓練計画を策定し、訓練を実施(拡) ・緊急時通信連絡訓練、災害対策本部等設置訓練など	<UPZ圏内の市町村> 同左	・原子力防災訓練への参加・協力(新)
	14	○緊急時モニタリング ・住民等の予測線量を想定し、必要な防護対策を決定するため、緊急時において放射性物質及び放射線に関する情報を迅速に収集	<文部科学省等> ・緊急時モニタリングの支援(拡) ・SPEEDIによる放射能影響予測(拡)	・緊急時モニタリングの実施(拡) ・モニタリングチームの設置、測定・分析 ・結果を取りまとめ、関係機関に連絡(拡) ・文科省、経産省、原子力災害対策本部等	<UPZ圏内の市町村> ・県が実施する緊急時モニタリングへの要員の派遣等の協力(新) <PPA圏内の市町村> ・国の今後の検討結果を踏まえ対応	<北陸電力> ・敷地境界等での放射線量の測定(拡)

富山県地域防災計画(事故災害編)の見直しに向けた論点整理と今後の検討の方向【原子力災害対策】

資料4

区分	NO	項 目	国(防災基本計画等)	県地域防災計画		
				県	市町村	防災関係機関
応急対策	15	<p>○活動体制の確立</p> <p>・速やかにそれぞれの災害対策本部等の組織の編成や要員の確保等を行い、活動体制を確立</p>	<p><関係省庁></p> <p>・特定事象への対応(拡)</p>	<p>・県災害対策本部の設置(警戒体制、第一次本部体制、第二次本部体制)(拡)</p> <p>・警戒体制:原発事故が発生し、知事が必要と認めたとき</p> <p>一次体制:特定事象(原発境界で毎時5マイクロシーベルト以上)が発生したとき</p> <p>二次体制:原子力緊急事態宣言(原発境界で毎時500マイクロシーベルト以上)が発出されたとき</p> <p>・原子力災害合同対策協議会への参加(新)</p> <p>・設置根拠:原災法第23条 オフサイトセンターに設置 構成:原子力災害現地対策本部、県・市町村の災対本部、原子力事業者など</p>	<p><UPZ圏内の市町村></p> <p>・市町村災害対策本部の設置(新)</p> <p>・原子力災害合同対策協議会への参加(新)</p> <p><PPA圏内の市町村></p> <p>・国の今後の検討結果を踏まえ対応</p>	<p>・原子力災害合同対策協議会への参加(新)</p>
	16	<p>○屋内退避、避難収容等の防護活動</p> <p>[部会でいただいたご意見]</p> <p>・広域的な避難計画を構築するため、避難基準の明確化が必要。</p>	<p><原子力安全委員会></p> <p>・屋内退避及び避難等に関する指標の設定(拡)</p> <p><原子力災害対策本部></p> <p>・屋内退避や避難、安定ヨウ素剤の予防服用など防護対策の指導、助言又は指示(拡)</p>	<p>・屋内退避及び避難等に関する指標の設定(継)</p> <p>・屋内退避:10~50ミリシーベルト 避難:コンクリート屋内退避:50ミリシーベルト以上</p> <p>・国の指示に基づき、市町村に対し、屋内退避、避難指示等を連絡(拡)</p>	<p><UPZ圏内の市町村></p> <p>・屋内退避及び避難等に関する指標の設定(新)</p> <p>・国の指示に基づき、屋内退避、避難等の勧告・指示(新)</p> <p>・周辺市町村への避難誘導(新)</p> <p><PPA圏内の市町村></p> <p>・国の今後の検討結果を踏まえ対応</p>	
	17	<p>○放射性物質による汚染食料品の出荷規制</p> <p>・国の原子力災害対策本部の指示に従い、放射性物質による汚染の及ぶ地域に対して、汚染農林水産物の収穫及び採取の禁止、出荷規制等を実施</p>	<p><原子力災害対策本部></p> <p>・放射性物質による汚染食料品の出荷規制指示(拡)</p>	<p>・国の指示等に基づく、汚染食料品の出荷規制の実施(新)</p> <p>・根拠:原災法第20条第3項</p> <p>・必要に応じ、食料品や水質等における放射性物質の検査を実施(新)</p> <p>・食品衛生法の暫定基準値(厚労省で本年4月をめどに見直しを検討中) 放射性セシウム :飲料水・牛乳・乳製品200ベクレル 野菜・穀類・肉・魚・卵500ベクレル</p>	<p><UPZ圏内の市町村></p> <p>同左</p> <p><PPA圏内の市町村></p> <p>同左</p> <p><その他の市町村></p> <p>同左</p>	

富山県地域防災計画(事故災害編)の見直しに向けた論点整理と今後の検討の方向【原子力災害対策】

資料4

区分	NO	項目	国(防災基本計画等)	県地域防災計画		
				県	市町村	防災関係機関
応急対策	18	○緊急輸送活動等 ・緊急輸送の円滑な実施を確保するため、車両の確保及び輸送の範囲や順位の調整を実施	—	<ul style="list-style-type: none"> 緊急輸送の範囲・順位の調整(拡) ①救急救助のための人員・資機材 ②負傷者、避難者 ③災害応急対策要員、災対本部員 ④避難所の維持管理要員・資機材 ⑤食料、飲料水など生活必需物資 <ul style="list-style-type: none"> 人員や車両など緊急輸送体制の確立(拡) 輸送要員・車両の確保、不足分の応援要請 <ul style="list-style-type: none"> 緊急輸送のための交通の確保(拡) 交通規制、交通誘導の実施 	<ul style="list-style-type: none"> UPZ圏内の市町村 同左 	<ul style="list-style-type: none"> 自衛隊 原子力災害対策本部長の要請に基づく緊急輸送支援(拡)
	19	○緊急時医療措置 ・原子力災害時において、放射線被ばくをした者に対する検査、除染、治療、及び一般傷病者に対する治療等の緊急時医療措置を実施できる体制づくりを目指すことが必要 [部会でいただいたご意見] ・長期にわたり屋内での避難生活が続くため、生活習慣病等のケアや予防に配慮。また健康不安や健康障害に対するメンタル面でのケアも必要。	<ul style="list-style-type: none"> 原子力災害対策本部 緊急被ばく医療派遣チームの派遣(拡) 高度専門的な除染、治療の実施(拡) 	<ul style="list-style-type: none"> 必要な医療活動を実施できる体制づくりを目指す(拡) 医療機関への搬送 一般医療の実施など 	<ul style="list-style-type: none"> UPZ圏内の市町村 同左 PPA圏内の市町村 国の今後の検討結果を踏まえ対応 	<ul style="list-style-type: none"> 関係医療機関 緊急被ばく医療活動への協力(拡)
	20	○安定ヨウ素剤の服用 ・国の原子力災害現地対策本部の指示に従い、周辺住民の放射線防護のため、住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用を指示	<ul style="list-style-type: none"> 原子力安全委員会 安定ヨウ素剤の保管・配布・服用基準の明確化(新) 原子力災害対策本部 安定ヨウ素剤の服用指示(拡) 	<ul style="list-style-type: none"> 安定ヨウ素剤の保管・配布・服用基準の明確化(新) 40歳未満を対象、原則1回のみ 予測線量100ミリシーベルトで服用 国の指示に基づき、市町村に対し安定ヨウ素剤の配布・服用の連絡(新) 県災害対策本部長(知事)から指示 	<ul style="list-style-type: none"> UPZ圏内の市町村 安定ヨウ素剤の保管・配布・服用基準の明確化(新) 国の指示に基づき、住民等への安定ヨウ素剤の配布・服用を指示(新) PPA圏内の市町村 国の今後の検討結果を踏まえ対応 	—
	21	○広域的な応援協力活動 ・緊急時における災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、国の原子力災害現地対策本部や、他の都道府県・市町村に対する応援協力を要請	<ul style="list-style-type: none"> 警察庁 広域緊急援助隊の派遣(拡) 消防庁 緊急消防援助隊の派遣(拡) 	<ul style="list-style-type: none"> 国や他の都道府県等に対する応援協力の要請(拡) 関係省庁、全国知事会、北陸三県、協定締結 市町村からの応援要請の受理、応援協力活動の実施(拡) 必要な人員、物資、資機材等を迅速に把握 	<ul style="list-style-type: none"> UPZ圏内の市町村 県や他の市町村に対する応援要請(拡) 	<ul style="list-style-type: none"> 自衛隊 原子力災害対策本部長等の要請に基づき、救助・救急活動を実施(拡)
復旧対策	22	○汚染の除去 ・放射線物質に汚染された物質の除去及び除染	<ul style="list-style-type: none"> 原子力災害現地対策本部 除去・除染方法の指導(拡) 	<ul style="list-style-type: none"> 除去・除染作業の実施(新) 県関係施設等での放射性物質による汚染を除去 	<ul style="list-style-type: none"> UPZ圏内の市町村 同左 PPA圏内の市町村 国の今後の検討結果を踏まえ対応 	—
	23	○環境放射線モニタリングの実施 ・原子力緊急事態解除宣言が発出された後、緊急時モニタリングを広範囲かつ精密に行い、その結果を速やかに公表	—	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時モニタリングの実施、結果の公表(拡) モニタリング結果は各種制限措置の解除に活用 	<ul style="list-style-type: none"> UPZ圏内の市町村 県が実施する緊急時モニタリングへの要員の派遣等の協力(新) PPA圏内の市町村 国の今後の検討結果を踏まえ対応 	<ul style="list-style-type: none"> 北陸電力 緊急時モニタリングの実施、結果の公表(拡)

富山県地域防災計画(事故災害編)の見直しに向けた論点整理と今後の検討の方向【原子力災害対策】

資料4

区分	NO	項 目	国(防災基本計画等)	県地域防災計画		
				県	市町村	防災関係機関
復旧対策	24	○各種制限措置の解除 ・モニタリング結果に基づき、立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限、農林水産物の摂取・出荷制限などの各種制限措置の解除を住民等に指示	—	・各種制限措置の解除、解除状況の確認(新) ・立入制限、交通規制、摂取制限、出荷規制等の解除	<UPZ圏内の市町村> 同左 <PPA圏内の市町村> ・国の今後の検討結果を踏まえ対応	—
	25	○災害地域住民に係る記録等の作成 ・屋内退避・避難等の措置をとった住民等に対し、原子力災害発生時に、当該地域に所在した旨の証明などを記録	<文部科学省> ・原子力損害賠償制度の運用(拡) <経済産業省> ・原子力損害賠償支援機構の設置(拡)	・市町村の災害地域住民の記録に協力(新) ・避難及び屋内退避の措置をとった住民等 ・必要に応じ農林水産業等の受けた影響について調査(新) ・損害調査の実施 ・災害対策措置状況の記録(新) ・被災地の汚染状況図、応急・復旧対策措置	<UPZ圏内の市町村> ・災害地域住民の記録(新) ・災害対策措置状況の記録(新) <PPA圏内の市町村> ・国の今後の検討結果を踏まえ対応	<北陸電力> ・損害賠償のための相談窓口の設置(拡)
	26	○風評被害の影響の軽減 ・原子力災害による風評被害等の影響を軽減するため、農林水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進や観光客の誘致促進のための広報活動を実施 [部会でいただいたご意見] ・風評被害については、福島のものを受け入れることができるか、自らに問い直すことが必要。	<農林水産省、経済産業省> ・広報活動の実施(拡)	・広報活動の実施(拡) ・安全性が確認された後、速やかに広くかつ継続的に実施	<UPZ圏内の市町村> 同左 <PPA圏内の市町村> 同左 <その他の市町村> 同左	—
	27	○被災中小企業に対する支援 ・被災中小企業に対して、必要に応じ、高度化資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を実施	—	・助成措置等の広報、相談窓口の設置(新) ・商工中金、信用保証協会とも連携 ・設備復旧資金、運転資金の貸付(新) ・資金繰り支援、既往債務の条件変更	<UPZ圏内の市町村> 同左 ・助成措置等の広報、相談窓口の設置(新) ・国、県と連携し、設備復旧資金、運転資金の貸付(新) <PPA圏内の市町村> ・国の今後の検討結果を踏まえ対応	—
	28	○物価の監視 ・生活必需品の物価の監視を行うとともに、速やかにその結果を公表	—	・生活必需品の物価の監視、結果の公表(新) ・便乗値上げ、売惜しみ、買占めを防止	—	—